議題1：飼い主のいないねこ（野良猫）への餌やりについて（岩倉市提出）

市名		各市の状況					
		(1)地域猫活動について	予定時期	(2)餌やり禁止条例について	制定時期	(3)飼い主のいない猫への餌やりに対する苦情対応について	(4)飼い主のいない猫が住み着いてしまった場合への対応について
1	名古屋市	ア．行っている		ウ．予定なし		各区の保健所で、餌やりの人が特定できれば無責任な餌やり行為をやめるように指導し、餌をやるのであれば、餌の後片付けをする、糞の始末をする、避妊去勢手術をして繁殖制限を行うなどの適正な管理が必要なことを説明し、本市の野良猫対策である「なごやかキャット推進事業」を案内している。	各区の保健所で猫の忌避方法の紹介や忌避装置の貸出などの相談受付を行っている。
2	豊橋市	ア．行っている		ウ．予定なし		本市においても、所有者不明の猫への餌やりに関する苦情はたびたびあります。 このような場合、餌やりをしている方と直接お会いし、餌を与える場合は責任を持ち、餌や排泄物の片付けと不妊去勢手術による適切な繁殖制限措置をお願いしています。また、地域猫活動及び地域猫不妊去勢手術費補助金交付事業についても説明しています。	猫の捕獲や、自活できる猫の引き取りは行っていないことをお伝えし、猫の侵入防止対策をいくつかご紹介するとともに、猫侵入防止装置の貸し出しを行っています。 また、餌を与えている場合は地域猫活動及び地域猫不妊去勢手術費補助金交付事業についてお話をします。
3	岡崎市	ウ.行っていない		ウ．予定なし		被苦情者宅に出向き、餌を与えている方にも飼い主の責任が生じることを説明し、 餌を与える場合は、避妊処置を行うことや糞尿でまわりに迷惑をかけないこと等を指導します。 また、年1回猫の適正飼養のチラシの回覧を行っています。 また、飼い主のいない猫を減らすことを目的とし、地域全体でそれら猫による被害のある場合市と地域が協力して、猫を捕獲し、メス猫は市が避妊手術を行い、オス猫は地域住民により去勢手術を行い、その後その場で放すという事業を行っております。	猫超音波忌避装置（ガーデンバリア）の貸し出し等を行い自己防衛をしていただくとともに、近くに飼い主のいない猫への餌やりを行っている方がいる場合は、その方に指導しています。
4	一宮市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		相談、苦情については「愛知県動物保護管理センター尾張支所」を案内している。 市の管理している公園等においては、啓発看板の設置で対応している。	相談、苦情については「愛知県動物保護管理センター尾張支所」を案内している。

議題1：飼い主のいないねこ（野良猫）への餌やりについて（岩倉市提出）

市名		各市の状況					
		(1)地域猫活動について	予定時期	(2)餌やり禁止条例について	制定時期	(3)飼い主のいない猫への餌やりに対する苦情対応について	(4)飼い主のいない猫が住み着いてしまった場合への対応について
5	瀬戸市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		無責任な餌やりに関するチラシが市にあるので、それを配布し、町内回覧等で使用していただくよう案内する。 餌をやっている人が特定できれば、相談窓口として動物保護管理センターを案内することもある。	市販の忌避剤等を撒き、ねこの居心地を悪くすること、えさをやらなければ自然に出て行くこと等を話し、相談窓口として動物保護管理センターの紹介もする。
6	半田市	イ．今後行う予定	未定	ウ．予定なし		苦情は多数寄せられる。 原因者が判明している場合は、職員が現地での事実確認と原因者との面談、指導を行う。また、愛知県動物保護管理センターにも情報提供する。	市では猫の捕獲による駆除等はできないことを説明し、においの強いものを置く等の自衛方法を伝えている。
7	春日井市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		飼い主のいない猫へのえさやりは、禁止することができませんが、食べ残しやふんの始末をすることを促すためのチラシを配布し啓発活動を行っております。また、公園や道路などの公共用地においては、管理上支障になる場合は指導できる可能性があるので、管轄する部署へ相談するよう伝えております。	市では直接対応できないため、状況を確認しアドバイスをしています。例えば、去勢・避妊手術に前向きな場合は補助金交付制度を案内し、猫を追い払いたいとの相談であれば、猫が縄張りを放棄するのを促すために、猫が嫌うにおいがする物を置くなどの対策をおこなってもらうよう伝えています。
8	豊川市	ウ.行っていない		ウ．予定なし		苦情あり。まずは通報者に状況を確認し、餌やりを行っている方が特定できた場合は、動物保護管理センター東三河支所と連携し、訪問指導を行う。	相談あり。土地の管理者による自衛が原則であることを伝え、木酢液をまくといったアドバイスを行う。動物保護管理センター東三河も窓口であることを案内する。
9	津島市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		対象者に対して生活環境及び衛生上問題があるので、餌をやらないよう指導している。 また、町内会の回覧、チラシで餌やりにより近隣に迷惑がかかること等を周知している。	特になし
10	碧南市	ア．行っている		ウ．予定なし		「無責任な餌やりはやめましょう。餌を与えるなら飼い主となり適正な管理をしましょう。」という内容の文書を回覧、ポスティングする。	市で捕獲等はできないため自身で対応していただくよう伝える。忌避剤を使う、大きな音を出すなど、ねこが住み難い環境を作り、様子をみてもらうようにしている。 どうしても住み着いたねこが出て行かないという場合は、地域ねこ活動団体に相談するように伝えている。

議題1：飼い主のいないねこ（野良猫）への餌やりについて（岩倉市提出）

市名		各市の状況					
		(1)地域猫活動について	予定時期	(2)餌やり禁止条例について	制定時期	(3)飼い主のいない猫への餌やりに対する苦情対応について	(4)飼い主のいない猫が住み着いてしまった場合への対応について
11	刈谷市	ア．行っている		ウ．予定なし		餌やりを行っている方の居所が分かるのであれば、愛知県動物保護管理センターへ連絡するよう案内を行います。	猫の引き取りは法令上できない旨を伝え、猫の習性等を利用して住み着かなくなるような方法を案内しています。
12	豊田市	ア．行っている		ウ．予定なし		苦情はあります。「飼い主として適切に飼う」、「里親を探す」または「周囲の理解を得て地域猫活動を行う」等、責任ある行動をとるように指導を行います。	ほとんどありませんが、相談があった場合は「猫が庭に入らない方法（別紙）」を情報提供しています。
13	安城市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		愛知県動物保護管理センターを紹介する。	苦情があれば、愛知県動物保護管理センターを紹介する。
14	西尾市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		市は、必要に応じて町内会へのチラシの回覧や看板の配布により啓発を行っていますが、直接、原因者指導は行っていません。申立内容を聴き取り、愛知県動物保護管理センターに対応をお願いしています。	猫の捕獲はできないことを説明し、自身による対策をお願いしています。
15	蒲郡市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		愛知県の機関である動物保護管理センターと連携して原因者への注意を行っている。あわせて市では、エサやり注意のラミネート看板の配布、該当地区への回覧等で周知を図っている。	原則は、土地所有者において、芳香剤を撒くなど猫の居心地を悪くし、他所へ出て行くよう仕向けるといった対策を講じてもらうよう助言している。また、さらなる知見を求めるようであれば、愛知県の動物保護管理センターに相談されるようご案内している。
16	犬山市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		餌やりを行っている人へ餌やりをしないよう注意を行う。	特にありません。
17	常滑市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		原因者宅を訪問し、口頭で指導している。原因者が特定できない場合は、回覧板を活用して注意喚起を行っている。	同じような相談や苦情は、今のところ受けていない。相談があった場合には、エサを与えないように指導し、合わせて市販の忌避剤の使用を勧めることが考えられる。

議題1：飼い主のいないねこ（野良猫）への餌やりについて（岩倉市提出）

市名		各市の状況					
		(1)地域猫活動について	予定時期	(2)餌やり禁止条例について	制定時期	(3)飼い主のいない猫への餌やりに対する苦情対応について	(4)飼い主のいない猫が住み着いてしまった場合への対応について
18	江南市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		餌やり等を行っている人物や時間帯がわかれば、苦情主宅に伺い話を聞いた上で、餌やりを行っている人と残った餌やふんの片付けについて、また野良猫が増加しないように避妊や去勢に関する話をする。	相談あり。猫が好まない環境を作る等の対策をお願いする。
19	小牧市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		動物保護管理センターを紹介している。	自己防衛の方法をいくつか提示し、最終的には動物保護管理センターを紹介している。
20	稲沢市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		原因となる方に、無責任な餌やりはやめるようにお願いしています。餌やりを行う以上は、糞尿の始末もお願いしています。	飼うことができないのであれば、猫がいやがるにおいなどを撒き、敷地外に追い出すように対応していただくよう情報提供しています。
21	新城市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		苦情あり。原因者に対する指導を実施。	苦情なし。
22	東海市	ア．行っている		ウ．予定なし		原因者に苦情がきていることを伝え、餌やりをやめてもらうようお願いする。 やめない場合、時間を指定して餌をあげる等段階的に餌やりをやめるよう指導する。	自衛してもらう他ないことを伝え、木酢をまくなどの自衛方法を教える。
23	大府市	ア．行っている		ウ．予定なし		地域ねこ活動団体や自治区とともに地域説明会を開催したり、近隣住民にちらしを配布したりしている。	地域猫ねことして地域で面倒を見てもらえる場合は、地域ねこ活動団体が捕獲及び不妊・去勢手術を支援している。
24	知多市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		原因者に近隣から苦情が出ていることを伝え、与えた餌を放置しないこと、トイレを設置すること、避妊・去勢の手術を施すことなど、不必要な繁殖並びに周囲に対する迷惑の防止を図るよう話す。	音で驚かしたり、猫の嫌がるにおいをまいたりして、猫が自ら出ていくよう仕向けてもらう。
25	知立市	ア．行っている		ウ．予定なし		苦情があり、原因者が判明できれば直接指導する。不明な場合は町内回覧文書を回す。	愛知県が発行している「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」に記載された方法を伝える。また、地域猫の会に相談をする。

議題1：飼い主のいないねこ（野良猫）への餌やりについて（岩倉市提出）

市名		各市の状況					
		(1)地域猫活動について	予定時期	(2)餌やり禁止条例について	制定時期	(3)飼い主のいない猫への餌やりに対する苦情対応について	(4)飼い主のいない猫が住み着いてしまった場合への対応について
26	尾張旭市	ア．行っている		ウ．予定なし		餌やりの苦情があった場合は、まず現地確認を行い、餌やりをしている者がいたら中止するよう指導し、併せて地域猫活動についての説明を行う。 餌やりをしている者は見つからないが、餌やりの痕跡は確認できるような場合は、餌やり禁止の看板を掲示する。	苦情者に猫が住みにくい環境を作ることにより、猫を追い出すように案内する。
27	高浜市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		飼い主のいない猫の餌やりを行っている人が判明した場合、苦情があったこと、無責任な餌やりをしないように文書で通知します。	市では対応できないことを説明し、猫が徘徊できないようけもの道をふさぐなどのアドバイスをする。
28	岩倉市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		餌やりをしている人が「地域ねこ支援活動事業」で協働している市民団体の会員かどうかを確認します。 ・会員の場合・・・市の「地域ねこ支援活動事業」の一環であることを苦情主に伝え、ご理解をいただくようお願いしています。 ・会員でない場合・・・餌やりをしている人に対し、餌やりをご遠慮いただくようお願いしています。	「地域ねこ支援活動事業」で協働している市民団体へ相談し、里親探しをお願いしています。
29	豊明市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		環境監視員や市職員による巡回や餌をあげている方への注意、市から手紙を送るなどをしています。	餌をやらずに猫が居心地の悪い状況を作り、しばらく見守ってもらえばいなくなると説明する。それで納得いただけなければ動管に案内する。
30	日進市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		餌やりを行っている人が判明している場合、訪問し状況確認を行います。近隣から苦情があったことを伝えるとともに、餌やり回数や場所を可能な限り限定して行う等、近隣の理解が少しでも得られるよう、改善していただくことについて依頼します。改善に至らない場合、愛知県動物保護管理センターに連絡し、経緯を伝えた上、今後の対応を依頼します。	忌避剤を撒く等して出て行くよう仕向けることを紹介しますが、どのような忌避剤がよいか等詳細については愛知県動物保護管理センターに相談されるよう案内しています。
31	田原市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		苦情は年に数件程度。基本的には動物保護管理センターに指導を依頼している。状況に応じて現地に同行している。	月に数件の相談有。土地の管理者に責任があるため、市では対応できないことを伝え、ご自身での対応をお願いする。

議題1：飼い主のいないねこ（野良猫）への餌やりについて（岩倉市提出）

市名		各市の状況					
		(1)地域猫活動について	予定時期	(2)餌やり禁止条例について	制定時期	(3)飼い主のいない猫への餌やりに対する苦情対応について	(4)飼い主のいない猫が住み着いてしまった場合への対応について
32	愛西市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		餌やりを行っている人物を特定した苦情の際は餌やりを行っている人物に指導を行う。	猫の嫌がる薬剤等を撒き、猫の住みづらい状況を作るように助言する。
33	清須市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		①市担当者が現地確認 ②餌やりをしている人が特定できるのであれば、助言・協力のお願いをするために市担当者が出向くこともある。苦情の大半は近所付き合いが背景にあり、今後の事を考え、看板や猫よけの方法の紹介等で対応している。	猫は餌のあるところに住み着くため餌やりの原因者が特定できるのであれば現地確認後に無責任な猫の餌やりをやめてほしい旨のご協力のお願いをする。また、地域の代表者からの依頼があれば地区への回覧文等で対応する。その他、軽微な案件でない場合等は愛知県動物保護管理センターにも相談し連携をしながら対応をする。
34	北名古屋市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		本市においても飼い主のいない猫への餌やりについて相談を数多くいただいております。 その際の対応につきましては、原因者への直接訪問又は手紙の送付、チラシの回覧等を行い、餌やりをやめていただくよう周知に努めているところでございます。	本市においても猫が住みついて困っている旨の相談をいただいており、特に繁殖期になると住みついた猫が子猫を産んでしまい、対応方法についての相談を数多くいただいております。 その際の対応につきましては、猫は、愛護動物のため、捕獲は法律で禁止されており、市では捕獲ができない旨を説明したうえで、申立者本人がタバスコや酢等の刺激臭を発するものを利用して敷地外へ追い払うなど、自己防衛に努めていただくよう促しております。
35	弥富市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		対応に関しては、とても苦慮しておりますが無責任な餌やりなどが確認された場合などに関しては、現場に赴き当事者がいれば話はさせていただいております。	自身の敷地が居場所が良いと認識してしまっているため、柑橘系の皮・コーヒーかす・市販の忌避剤等を使用して近寄らない環境づくりをして下さいと話をしております。
36	みよし市	ア．行っている		ウ．予定なし		苦情はありますが、活動の趣旨と目的を説明し、理解していただいています。	市で捕獲や保護はしていない旨の説明をします。

議題1：飼い主のいないねこ（野良猫）への餌やりについて（岩倉市提出）

市名		各市の状況					
		(1)地域猫活動について	予定時期	(2)餌やり禁止条例について	制定時期	(3)飼い主のいない猫への餌やりに対する苦情対応について	(4)飼い主のいない猫が住み着いてしまった場合への対応について
37	あま市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		①基本的に、餌やりの状況証拠を確認してから、原因者に指導するが、証拠が掴めない場合　でも、原因者に苦情の旨は伝える。 当市も条例未整備の為、強制力はない旨を苦情者に説明している。 ②「のら猫への無責任な餌やり」の禁止看板の貸出	しつこく追い払ったり、猫が嫌がるようなにおいの発するものを設置して、猫が寄り付かないようにしてもらうように助言する。
38	長久手市	ウ．行っていない		ウ．予定なし		飼い主のいない猫への餌やりに関する苦情については、本市においても寄せられることがあります。餌をやっている方が特定できる場合については、その方に対して、餌を与える場所やフンの清掃など、近隣の方の迷惑とならないよう配慮し、責任を持って接していただくよう指導しています。	飼い主のいない猫が自宅の敷地に住み着いて困っているという相談については、本市においても寄せられることがあります。市において引き取ることなどはできないため、具体的な解決策は無いという旨をお伝えするとともに、状況に応じて、動物管理センターへの相談を案内する場合もございます。